

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 28 回魚類・水産製品部会

日時 : 2006 年 9 月 18 日 (月) ~ 9 月 22 日 (金)

場所 : 北京 (中国)

議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3 .	イワシ及びイワシ類缶詰製品規格の改訂原案 : <i>Clupea bentincki</i>
4 .	チョウザメキャビアの製品規格案 (ステップ 7)
5 .	魚類及び水産製品に関する取扱い規範原案 (ステップ 4)
6 .	活及び生鮮二枚貝の規格原案 (ステップ 4)
7 .	急速冷凍ホタテ貝柱製品の規格原案 (ステップ 4)
8 .	くん製魚製品の規格原案 (ステップ 4)
9 .	ホタテ貝の加工に関する実施規範原案 (ステップ 4)
10 .	魚類及び水産製品の規格への魚種の追加手続きに関する討議資料
11 .	イワシ及びイワシ類缶詰製品規格中の表示規程の改訂に関する討議資料
12 .	その他の事項及び今後の作業 / 次回会合の日程及び開催地
13 .	報告書の採択

第 28 回魚類・水産製品部会（CCFFP）概要

1. 開催日及び開催場所

日時：平成 18 年 9 月 18 日（月）～9 月 22 日（金）

場所：北京（中華人民共和国）

2. 参加国及び国際機関

45 加盟国、EC、1 国際機関（参加総数約 140 名）

3. 我が国からの参加者

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部 主任研究官
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 係員

豊福 肇
今西 保

4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり

議題 3 イワシ及びイワシ類缶詰製品規格の改訂原案の検討

（1）経緯

「Product Definition（製品定義）」の魚種リストに、*Clupea bentincki* をイワシとして含めるべきとする意見と、含むべきでないとする意見に分かれ、長年討議が重ねられてきた議題であり、今回の部会での合意を目指して審議された。

（2）会議結果のポイント

「Product Definition（製品定義）」のセクションに新たな魚種として、*Clupea bentincki* が追加された。また、「Name of Food（食品名）」のセクションについては、“X Sardine”（“X”は製品が販売される国の法律及び習慣に従い、国名、地理的な区域、魚種名または魚種の一般的な名称、あるいはこれらの組み合わせ）とすることとされた。本議題については、ステップ5に進めること、さらにステップ6/7を省略してステップ8で採択するよう総会に勧告することとした。

議題 4 チョウザメキャビアの製品規格案の検討

（1）経緯

この議題に関しては、ロシアが作成したドラフトを基に審議されてきた。前回第27回部会において、ステップ5に進められたため、今回の部会においては、総会で承認された規格案に対する各国からのコメントを踏まえて、テキストの改訂作業グループが修正した文書を基に検討がなされた。

（2）会議結果のポイント

製品規格案のタイトル及び「SCOPE（適用範囲）」のセクションについては、チョウザメ科のみに限定することとされた規格案に対して、ECがワシントン条約でのキャビアの定義（チョウザメ目のすべての魚種（ヘラチョウザメ科を含

む)の魚卵から製造されたもの)に揃えるべきと主張。これに対して、総会で承認された”Sturgeon Caviar”(チョウザメキャビア)の規格作成に焦点を絞るべきと主張する国もあり、意見の一致には至らなかった。

食品添加物については、ホウ酸及び4ホウ酸ナトリウムはFAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で一日摂取許容量(ADI)が設定されていないため基準値が設定できないことを確認した上で、食品添加物部会に対し、JECFAでの評価の優先順位リストに載せるよう要請することに合意した。

議長提案により本件については、ステップ6に戻し、各国からのコメント募集の上、次回部会で議論することとした。

議題6 活及び生鮮二枚貝の規格原案の検討

(1) 経緯

第43回執行委員会(1996年)で新規作業として貝類(Molluscan Shellfish)の規格を作成することが合意され、第23回本部会(1998年)においては、規格の対象を二枚貝(bivalve molluscs)にしぼることが合意された。その後、第25回本部会(2002年)において、貝毒についてFAO及びWHOに科学的な助言を求めることとされ、2004年9月にFAO/WHO/IOC合同専門家会合(以下、専門家会合)が開催された。専門家会合の勧告を踏まえ、本年4月にカナダのオタワで作業部会(以下、WG)が開催され、今回の部会では、WGからの勧告を踏まえた検討がなされた。

(2) 会議結果のポイント

「HYGIENE AND HANDLING(衛生、取扱い)」のセクション中、微生物に関する規格については、オーストラリアの提案した大腸菌及び糞便大腸菌群の規格基準、我が国の提案した腸炎ビブリオの規格基準(100 MPN/g)について合意された。なお、腸管病原性ウイルスに関する規格案は指標となる微生物及び検査法がないことから削除された。貝毒に関する規格値案については、WGの勧告を踏まえて提出されたカナダ案が採用された。なお、貝毒に関して我が国が事前に提出した、科学的なリスク評価が適切に実施されたものについてのみ基準値を策定すべきとするコメントについては、同調国が見られなかったため、アザスピロ酸群及びブレベトキシン群の基準値案については、今後さらに毒性評価が必要な貝毒とともにFAO/WHOによる再評価を実施するよう要望した。

「Determination of Biotoxins(貝毒の同定)」のセクションについては、専門家会合の勧告を踏まえ、同WGの勧告に基づくカナダ提案が採用された。

本議題については、ステップ5で予備採択するよう総会に勧告することとした。